

〈中・高生のための〉

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆SNS をきっかけとした消費者トラブルに注意！

◆消費者トラブルに遭わないために



SNS をきっかけとした消費者トラブルに注意！



【事例1】SNS に連絡が来た相手に出会い系サイトに誘われて高額な費用を支払った
 SNS で知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。するとサイトから「専用のチャット内に入る必要がある」などと様々な名目で、次々と費用を請求された。

【事例2】SNS の広告を見て副業の高額なサポートプランを契約した

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNS の広告を見て副業サイトにアクセスし、ノウハウが記載された情報商材を購入した。すると事業者から電話があり、25万円の有料サポートプランを勧誘されたが、「お金がない」と断ったところ、消費者金融からの借金を勧められ銀行口座に振り込んだ。しかし、仕事の内容が広告とは違っている上に儲からない。

※情報商材とは・・・

インターネットで販売されている副業や投資等で簡単にお金を稼ぐためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。



【事例3】SNS 広告を見て1回のみと思い注文したが定期購入だった

SNS の広告を見て販売サイトにアクセスし、除毛クリームを注文した。商品が届き、同梱されていた書面を見て初めて、初回は500円だがその後最低5回購入する必要がある定期購入の契約だったことが分かった。2回目以降は、1回の代金が約1万円と高額である。

このようなトラブルに遭わないためのアドバイスは裏面に→

消費者トラブルに遭わないために

★アドバイス★

- **SNS 上の広告はしっかり内容を確認しましょう**
大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、「簡単にもうかる」などの投稿はうのみにせず、契約する前にしっかり内容を確認しましょう。
- **SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう**
- **SNS を利用するにあたっては次の点にも注意しましょう**
 - ・学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を SNS で送ってしまうと、あとで取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することもあります。絶対に渡さないようにしましょう。
 - ・SNS 上に投稿された情報は拡散すると消去が困難です。個人情報や自分の写真の投稿、身元が分かる投稿は安易にしないようにしましょう。

2022 年4月から成年年齢が18歳になります！！

未成年者取消権が行使できません！

成年になると自分ひとりで契約できるようになる反面、未成年者取消権を行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうか決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身です。

※未成年者取消権

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として、契約を取り消すことができます。

！困った時は、学校の先生に相談することもひとつの方法です！



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

ウェブフォームからご相談の
受付ができます。



Facebook はこちら！

